

介護保険のサービスを利用するときは かかった費用の一部を負担します

ケアプランに基づき介護保険のサービスを利用した場合、原則としてかかった費用のうち、利用者負担の割合分（1割、2割、3割）をサービスを提供した事業所に支払います。

●3割負担になる人

本人の合計所得金額が **220万円以上** で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身の場合 **340万円以上**、2人以上世帯の場合 **463万円以上** の人

●2割負担になる人

本人の合計所得金額が **160万円以上** で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身の場合 **280万円以上**、2人以上世帯の場合 **346万円以上** の人

●上記に該当しない人は「1割」負担になります

2割または3割の要件に該当しない方は、1割負担になります。

住民税非課税の人、生活保護受給者、第2号被保険者は、上記にかかわらず1割負担です。

■介護保険負担割合証が交付されます。

介護保険の認定を受けている人などは、「介護保険負担割合証」が交付されます。サービスを利用したときの利用者負担の割合（1割～3割）が記載されています。サービス利用時に事業者に提示します。

前年の所得等に応じて判定されるものであり、適用期間は **1年間（8月～翌年7月）** です。毎年交付されます。7月末頃、郵便で新しい証が送付されますので、確認・保管をお願いいたします。

主な在宅サービスでは、要介護状態区分に応じてサービス給付の上限額（支給限度額）が定められています。上限額の範囲内でサービスを利用する場合は、利用者の負担の割合は1～3割となります。

ただし、上限額を超えてサービスを利用した場合は、超えた分については全額利用者の負担となります。

■主な在宅サービスの支給限度額

要介護状態区分	1か月の支給限度額
事業対象者	50,320円
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※上記の金額には、食費・居住費、日常生活費など、介護保険給付対象にならないものの利用者負担額は含まれません。